

会員資格規程

(目的)

第1条

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）は、その発展と向上の為、会員資格規程を設け定款第7条及び第8条に基づき新入会希望者及び会員一般の資格の基準を定める。

(会員)

第2条

本会議所の会員は定款第6条に定めるところとする。

(会費及び入会金)

第3条

会員は定款第9条第2項及び第3項に基づき入会に際しては入会金を、又、毎年度、所定の納期（1月20日、4月20日、7月20日、10月20日）に会費を次のとおり納付しなければならない。

入会金	正会員	30,000円
会費	正会員	年額 120,000円
	特別会員	年額 3,000円
	賛助会員	年額 10,000円(1口)
	名誉会員	年額 0円

(正会員の入会)

第4条

入会に際しては定款第7条及び第9条2項に定めるほか、次の各号による。

- (1) 定款第7条1項で定める入会申込書の提出先は、運営規程で定める担当委員会とする。
- (2) 新入会申し込みは所定の入会申込書を使用し、申込書、写真2枚、会費自動振替用紙及び申込金を添えて運営規程で定める担当委員会に提出する。
- (3) 新入会申し込みは入会后1年以上の正会員2名の推薦を必要とする。
- (4) 申込書を受理した運営規程で定める担当委員会は、会員たる資格を審査し、それを理事会に提出し、理事会は仮入会を承認する。但し、理事会の中で2名以上の反対がある時はこれを承認しない。
- (5) 仮入会を承認された仮入会会員は入会金と同額の申込金を納入して直ちに例会（総会）に出席し、所定の期間を経過した後、他の委員会に所属する。
- (6) 仮入会中は議決権を有しない。
- (7) 仮入会中の会費は正会員と同額の会費を納入するものとする。

(入会の決定と正会員の権利)

第5条

入会の決定及び正会員の権利は定款に定めるほか次の各号による。

- (1) 仮入会期間中に例会及び委員会を通じて出席したものを対象として理事会はこれの正式入会を審議承認して例会においてこれを報告する。
 - (2) 正式入会を認められた新会員の申込金は入会金に振り替える。
 - (3) 仮入会を承認され正会員に承認される以前に退会した会員の申込金及び正式入会を理事会に於いて認められない会員の申込金は返金する。
 - (4) 但し、本会議所に入会する以前に、他青年会議所の正会員の資格を有していた者が、転勤等の事由による入会を希望する場合は、理事会の承認により入会と同時に正会員の資格を得る事ができる。
- 2.仮入会后、特段の理由なく例会及び委員会を欠席し、2年以内に、前項第1号に定める正式入会の審議対象とならない場合は、仮入会員の資格を失い、直ちに退会とする。この場合、申込金は返金しない。

(推薦者の責任)

第6条

推薦者は新入会申し込み者が正会員の資格を獲得した後においても本人の出席会費の納入をはじめとして会員の義務遂行に道徳責任を負うものとする。

(特別会員)

第7条

特別会員は定款第6条に定めるほか、次の各号による。

- (1) 正会員に制限年齢を超えた会員は、本人の申し出を確認し、理事会の承認の下、特別会員とする。
- (2) 特別会員は、総会の議決権を有しない。又役員選挙権被選挙権を有しない。
- (3) 特別会員は、理事会の諮問ある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員)

第8条

賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。

2. 賛助会員の決定は理事会による。
3. 賛助会員会費の年額は1口10,000円とし、上限は設けないこととする。

(名誉会員)

第9条

本会議所に功労のある者は、理事会の決定により、名誉会員に推薦する。名誉会員は、当該年度のみとする。但し、重任及び終身制を妨げない。

(正会員の業務)

第10条

正会員は、本会議所の目的、信条を良く理解し、本会議所の会合行事につとめて出席し、進んでよき計画の提案をなし、その行事に参画し、目的達成に努力しなければならない。

(休会、退会、除名)

第11条

定款第10条、11条、13条に定めるところによる。

(再入会)

第12条

定款第10条で定める退会者が、再び本会議所に入会を希望する場合は、本規程第3条及び第4条を準用する。但し、理事会の承認がある場合に限り入会と同時に正会員の資格を得る事ができる。但し、次の各号による場合は入会を認めない。

- (1) 退会した当該年度中の再入会
- (2) 定款第11条で定める除名者の再入会

附 則

本規程は2024年1月1日より施行する。